

令和5年第4回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第54号	上越市市税条例の一部改正について	税務課	1～11
議案第53号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第2号)	資産活用課	12

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 4 号
提 出 課	税務課

上越市市税条例の一部改正について

1 改正理由

令和 5 年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、森林環境税の賦課徴収の方法を定めるほか、軽自動車税の種別割の特定小型原動機付自転車に係る税率区分を明確化するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 森林環境税の導入に伴い、課税を個人市民税の均等割に併せて賦課し、徴収するほか、関係規定を整備する。(第 2 5 条の 2、第 3 2 条、第 3 4 条、第 3 7 条、第 4 4 条、第 4 4 条の 2、第 4 4 条の 6 関係)
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合の記載事項を簡素化する。(第 2 9 条の 2 関係)
- (3) 道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車が定義されたことを受け、軽自動車税の特定小型原動機付自転車(三輪の電動キックボード)の税率区分を原動機付自転車に区分する。(第 9 0 条関係)
- (4) 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を 1 0 0 分の 3 5 とする。(附則第 1 2 条の 2 の 2、附則第 1 2 条の 3 の 2 関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(5)の改正 公布の日
- (2) 2(3)の改正 令和 5 年 7 月 1 日
- (3) 2(1)及び(4)の改正 令和 6 年 1 月 1 日
- (4) 2(2)の改正 令和 7 年 1 月 1 日

4 上越市市税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 2 5 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めると</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 2 5 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めると</p>

改 正 案	改 正 前
<p>ころにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> (追加)</p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他</p>	<p>ころにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の<u>同項</u>の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p><u>2 前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他</p>

改 正 案	改 正 前
<p>法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>）</p> <p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第51条の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法により<u>徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u>（追加）</p> <p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第34条 略</p>	<p>法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の<u>方法</u>）</p> <p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第51条の規定によつて<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて<u>徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第34条 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第37条 個人の市民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により<u>特別徴収の方法により</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により<u>給与所得者の給</u></p>	<p>2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u><u>県民税額の合算額</u>（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第37条 個人の市民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合において<u>は</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給</p>

改 正 案	改 正 前
<p>与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により<u>徴収</u>することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により<u>徴収</u>すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により<u>給与の支払</u>をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により<u>従前</u>の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により<u>徴収</u>されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により<u>徴収</u>された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により<u>徴収</u>されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別</p>	<p>与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により<u>徴収</u>することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により<u>徴収</u>すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により<u>給与の支払</u>をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により<u>従前</u>の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により<u>徴収</u>されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により<u>徴収</u>された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により<u>徴収</u>されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別</p>

改正案	改正前
<p>徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 第38条第4項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人</p>	<p>徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 第38条第4項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人</p>

改正案	改正前
<p>の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、<u>当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該</u></p>	<p>の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、<u>当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該</u></p>

改正案	改正前
<p>年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税</p>	<p>年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税</p>

改 正 案	改 正 前
<p>額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第61条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般社団法人上越歯科医師会</u>が直接その本来の事業の用に供するため所有し、かつ、使用する歯科休日診療センターに係る固定資産</p> <p>(3) <u>一般社団法人上越医師会</u>が直接その本来の事業の用に供するため所有し、かつ、使用する診療施設に係る固定資産</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第90条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に</u></p>	<p>額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</u> _____。</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第61条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>社団法人上越歯科医師会</u>が直接その本来の事業の用に供するため所有し、かつ、使用する歯科休日診療センターに係る固定資産</p> <p>(3) <u>社団法人上越医師会</u>が直接その本来の事業の用に供するため所有し、かつ、使用する診療施設に係る固定資産</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第90条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u> _____</p> <p>_____</p>

改 正 案	改 正 前
<p>規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>_____を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 略</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

上越市市税条例の一部改正の主な内容

1 個人市民税関係

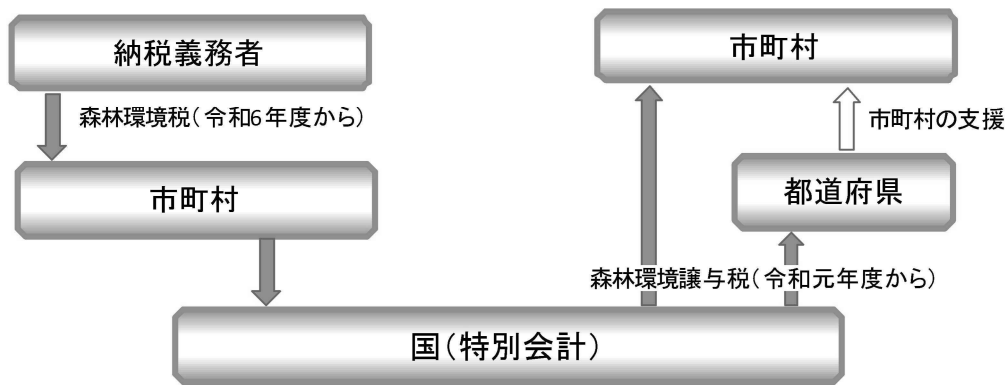
森林環境税の導入に伴う個人市民税の関係規定の整備（第 25 条の 2 等関係）

(1) 改正の概要

○森林環境税の導入に伴い、課税を個人市民税の均等割に併せて行い徴収する。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

- ・森林環境税とは、森林の適切な整備等に必要な財源を安定的に確保することを目的に、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税する税である。
- ・個人住民税の均等割と併せて市町村が1人年額1,000円を課税する。
- ・徴収した全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与される。（令和元年度から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を財源としている。）



(2) 適用 令和6年度以降に課税される個人市民税に適用

2 軽自動車税（種別割）関係

特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の税率区分の明確化（第 90 条関係）

(1) 改正の概要

○改正道路交通法の施行に伴い、いわゆる電動キックボードの税率区分を明確化する。

○具体的には、三輪の電動キックボードを、原動機付自転車に区分する。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の定義

最高時速	時速 20km 以下
定格出力	0.6kW 以下（2.176 馬力以下想定）
大きさ	長さ 190cm 以下、幅 60cm 以下
運転免許	不要（ただし、16 歳未満乗車不可）
税金	軽自動車税（種別割） 2,000 円／年



画像出典：国土交通省ホームページ

(2) 適用 令和6年度以降に課税される軽自動車税（種別割）に適用

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第53号
提出課	資産活用課

歳出科目 (P16～P17)	2款1項6目	財産管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
財産管理費	52,635	9,196	61,831

主な補正財源		主な経費	
一般財源	9,196	委託料	9,196

【補正理由】

現在、休止している上越観光物産センターの民間による今後の利活用に向け、当該施設の用地測量及び用地調査業務が必要なため、測量委託料を増額するもの

【補正内容】

○測量委託料

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	38,449	9,196	47,645
測量委託料	17,614	9,196	26,810